

# 障害児通所支援事業所等における 送迎時の安全管理の徹底について

令和5年3月  
青森県健康福祉部障害福祉課

# 所在確認や安全装置の装備の義務付け

## 1 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられ、同プランを踏まえ、厚生労働省令の一部改正が行われました。

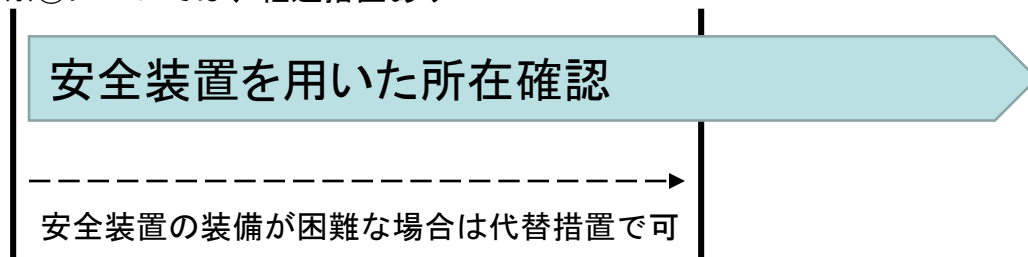
## 2 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等の所在を確認  
※送迎バスの運行に関わらず、**所外活動を含む障害児が乗降する全ての機会**で必要
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認  
※児童発達支援・放課後等デイサービスが対象

## 3 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり



令和5年4月1日

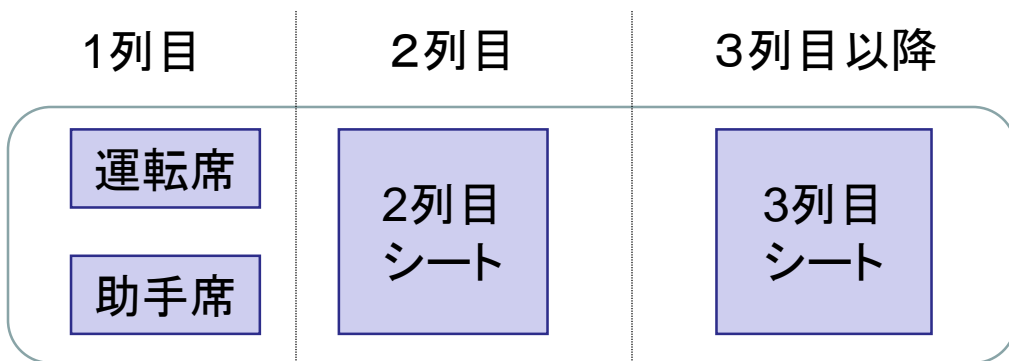
令和6年4月1日

＜代替措置の例＞

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

# 安全装置の装備の義務付けの対象となる自動車のイメージと例外のイメージ①

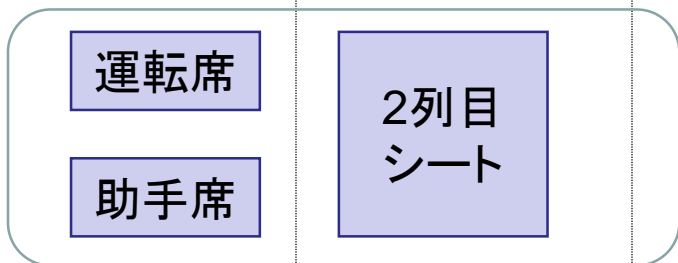
①対象



人が座るシート等

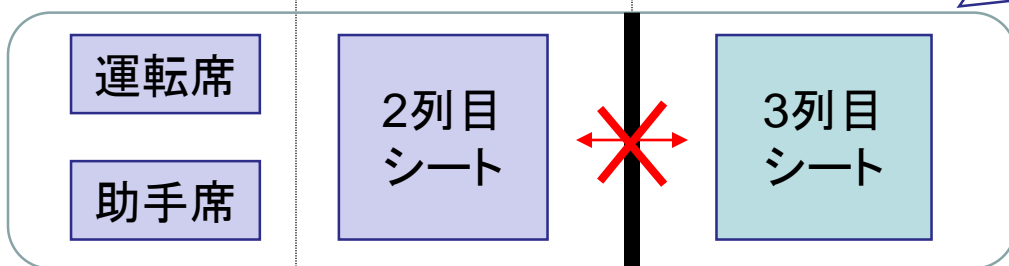
人が座らないシート

②対象外



園児が確実に3列目以降の座席を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目移行を隔絶するなどしており、現実的には見落としの恐れがないと考えられる場合は対象外。ただし、少し触ると取り外せる柵などであれば対象外とはならない。

③場合による



※対象外とするかどうかは機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、慎重に判断します。

# 安全装置の装備の義務付けの対象となる自動車のイメージと例外のイメージ②

<福祉車両>

1列目

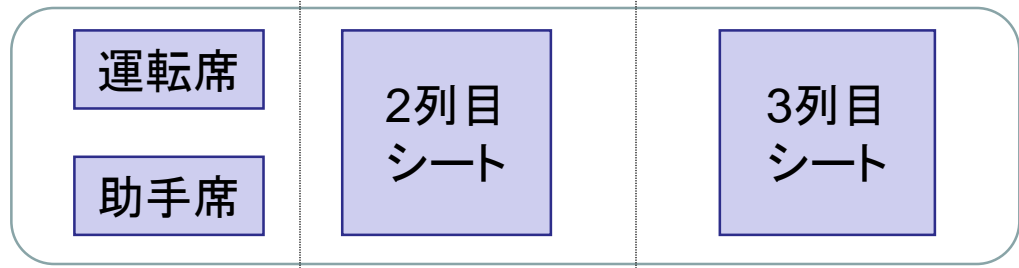
2列目

3列目以降

人が座るシート等

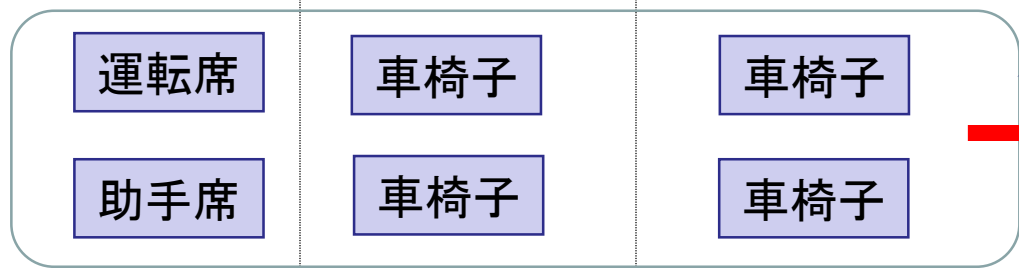
人が座らないシート

④対象



2列目以降全て車椅子で、全員が後部から乗車するなど、乗降の際の死角がない運用であり、現実的に見落としの恐れがないと考えられる場合は対象外。ただし大型車両の場合は対象外とならない。

⑤場合による



※年間通じて乗車時間が間違いなく1人という場合は対象外となる。

※対象外とするかどうかは機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、慎重に判断します。

## 安全装置の仕様に関するガイドライン

### 【取り付ける安全装置の種類】

国土交通省ガイドラインを満たした安全装置であることが必要

内閣府ホームページにて、ガイドラインを満たした装置をリスト化して公表されています。

内閣府ホームページ「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>